

## 国指定天然記念物「清田の大クス」保存活用計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国指定天然記念物「清田の大クス」保存活用計画（以下「保存活用計画」という）を策定するにあたり、専門的意見を聴取するため、保存活用計画の策定に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (意見聴取事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項について、委員会から意見を聴取するものとする。

- (1) 清田の大クスの保存方針に関すること。
- (2) 清田の大クスの活用方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保存活用計画の策定に必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は、天然記念物の保存又は活用に関し専門的知識を有する者及び関係団体等から教育委員会が出席を依頼した者とする。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて教育委員会が開催する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、博物館において行う。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。